

会 議 録

第 1 6 回定例会

開会 令和 7 年 1 2 月 2 2 日

教育委員会会議録

- 1 開 会 令和7年12月22日 午前10時
- 2 閉 会 令和7年12月22日 午前11時50分
- 3 教育委員会出席者

教育長	中川 齊史
委員	島 隆寛
委員	岡本 弘子
委員	横田 賢二
委員	武田 國宏
- 4 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	松本 光裕
教育次長	海老名 正規
教育次長	眞相 秀也
教育創生課長	青木 秀夫
教職員課長	井利元 裕哉
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子
教育政策課長	地面 浩
教育政策課副課長	櫻木 大介

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[教育長報告]

副教育長 1 1 月定例県議会における質疑概要について報告する。

〈質 疑〉

岡本委員：2 番目の不登校児童生徒におけるオンライン学習についてだが、学びの多様化学校ができる前にもできることがあると思う。不登校の子供が、家庭でオンラインをどれくらい使えるかの調査をしたことがあるかどうかにも気になる。オンライン学習ができるよう環境を整えることは今からでも進められることだと思うので、ぜひ進めていただきたい。

横田委員：答弁の中で、具体的にこういうふうやっていくということについては、その結果を何らかの形で教えていただければ私たちの認識も上がってくると思うので、ご検討いただきたい。

島委員：自分の市の高校に域外から学生を集めようと思うと、寮の整備が欠かせない。池田高校は県と市がお金を出し合って作っている。今後、どこかの市が域外から生徒を集めたいと思った時に、県の財政負担を見込めるかどうかは、やるかやらないかの判断に影響を与えると思う。何らかの制度があれば、市も財政負担しやすくなるのかなと思うので、そのあたりが明確になってくると良い。

武田委員：1 点目、グローバル人材の育成に関してだが、現在、かなりの数の外国人が国内・県内に住むようになっている。高校での産官学連携をした海外留学等は素晴らしい体験活動だと思うが、もう少し小学校・中学校の段階で、コミュニティの中にいる外国人の方との交流などを進めていかなければ、今後外国人がさらに増えてきた時に文化的な軋轢やコミュニケーションギャップが起こってくると思う。もう少し小学校・中学校段階での交流活動を充実

しながら、高校で実際の海外体験という形で充実させていけば良い。県教委が学校紹介をするなどして、小学校でもオンラインを使って海外の学校と交流できるよう橋渡しをしてはどうか。2点目、高校の再編・あり方に関連して、今後、高校の数は間違いなく減っていくと思う。その時に遠距離通学になる可能性が出てくるので、寮の整備は早急に取り組まなければいけない課題である。後追いになりがちな行政対応を、県庁の他部局とも連携して、もう少し組織的に進めていく必要がある。特に県外生を受け入れるとなると、寮そのものの魅力も必要である。どういう寮運営、経営をしていくのかということも考えていかなければならない。

教育長：幅広に教育施策に反映していくということで、高校に関しては「在り方検討会」の方で今年度末には一つの区切りの報告書が出る。その中で先ほどの寮の話なども入っている。優先順位もあるが、委員の皆様と一緒に話をしていきたい。

岡本委員：部活動の送迎バスやタクシーのことについて、先日、後輩の校長先生から、校外学習で以前はバスを利用していたのが、バスの便数が減ってしまい、行きは行けても帰りの便がなく、タクシーを使わざるを得なかったという話を聞いた。池田高校でも送迎が大変とのことだったが、少し離れた学校では公共交通機関を使うことが非常に難しくなっており、以前なら市バスをチャーターできたのが、それもできなくなっているようなので、そうした費用面にも予算措置などの検討が必要だと感じた。

[議 事]

教育長 議案第49号、協議事項1、協議事項2、報告事項2、報告事項3及び報告事項5を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項1 第2回徳島県公立高等学校の在り方検討会議入試制度部会の概要について》

教育長 報告を求める。

教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：D A方式（受入保留アルゴリズム）は具体的にどのような仕組みであるか。

教育創生課長：D A方式は、高校入試では全国で活用された例はない。一方、保育所の入所申込み等で活用されていると聞いている。仕組みは、1回の試験で例えば第1希望から第5希望までのように複数の志望順位を提出し、志望順位に基づいて合格者を決定していくものである。

島委員：定員に達するまで、得点の高い者から選ばれるという理解でよいか。

教育創生課長：そのとおりである。受入保留アルゴリズムのシステム上で自動計算され、志望順位に応じて機械的に決定される仕組みである。導入には、採点の公平性を担保するためのマークシート化など、誰が採点しても同一結果となる基準づくりが必要となる。また、面接をどのように扱うか等の課題もある。国においても「デジタル併願制」という言い方で、単願制が中心の高校入試に対して選択肢として提示されている状況であり、実現可能性を含めて課題を踏まえつつ議論したところである。

横田委員：日本の高校入試では、まだ採用例がないという認識でよいか。

教育創生課長：公立高校の入学選抜で当該アルゴリズムは未活用と聞いている。

島委員：大学入試の共通試験で、得点の高い者が難関大学を志望し、定員が埋まると次の志望に回る仕組みに近いのではないか。

教育創生課長：近い考え方である。高校の序列化を生むのではないかという意見もある。全国的に入試は単願制が基本で、併願制で複数校受検が可能な例は多くない。アルゴリズムを用いない場合でも、1回の試験で複数校を判定する仕組み自体が珍しい。

島委員：徳島県は私立高校の状況から、選択肢が相対的に少ない面もある。

教育創生課長：本県でも育成型選抜、一般選抜、第二次募集選抜等があり、追検査も含めると受検機会は複数回存在している。本件は案として示し、議論いただいたものである。

武田委員：入試制度部会資料では、徳島県の「W e b 出願」が未実施である。未実施の理由はシステム上の課題によるものか、又は別の理由によるものか。併せて、調査書の出欠記録欄について確認したい。不登校等により欠席日数が多い生徒については、生

徒・保護者から欠席理由の申立書を提出していると理解しているが、欠席日数は選抜要素に関係しないのか。関係しないのであれば、その旨は保護者に周知されているのか。さらに意見として、本県は全員面接を実施しているため、高校教員の働き方改革及び業務効率化の観点から、学習指導・進路指導に充てる時間を確保する必要がある。このことから、5教科の学力検査はマークシート化を検討すべきではないか。採点負担が大きく、作文採点も同様に負担である。面接を実施し、探究学習が充実するのであれば、入試で作文を扱う必要性も再検討すべきである。入試を簡素化しなければ、高校教員の負担は大きい。

教育創生課長：Web出願は、まずシステムが未整備であり、導入には構築が必要である。必要性は認識しており、検討を開始している。調査書の出欠欄は、合否判定に直接用いていない。一般選抜の場合、評価は入学者選抜要項に基づき調査書の得点と学力検査の得点を同等に、総合的に判断しているため、欠席日数そのものを理由として評価することはない。ただし、欠席により教科の評定等が下がり、結果として調査書の得点が低くなる場合はあり得る。欠席が多いこと自体が評価に影響しないことは明示しており、保護者にも理解されていると考える。また、入試業務の負担は中学校・高校ともに大きいと認識している。働き方改革の観点からも、マークシート化、面接の扱い、作文の扱いを含め、負担軽減の視点を取り入れて制度を検討する必要がある。

真摯教育次長：学校には求める生徒像があり、例えば他県のトップ校では学校独自問題による選抜もある。マークシートでの出題や学校が求める生徒像に応じた出題など、選択肢はさまざまであり、負担軽減と求める学力・生徒像の両面を踏まえ、議論を進める必要がある。

武田委員：高校の特色化の観点から、特色ある高校をつくることは、当該高校が育てたい生徒に来てもらうための選抜方法として必要である。一方、一般的な「普通科の高校」のまま進むのであれば、中学校が受検指導に費やしているエネルギーを、日常の授業により振り向けられるようにすべきである。そのためにも、入試対策型の試験ではなく、子供たちが将来に必要な学力を身に付ける学びを充実させる観点から、入試、端的にはテストの在り方は、シンプルかつ有効なものに見直すべきである。時代とともに日々の学びが変化している以上、入試制度そのものも変える必要がある。

岡本委員：協議を重ねる中で議論が深まっている。育成型選抜はスポーツ・部活動等に限らず、学校が目指すものにつながるべきである。「行ける学校」ではなく「行きたい学校」を選べる受検体制とすることで、学ぶ目的が明確になり、教育全体が変わり得る。学区制撤廃に向けた変化の契機にもなる。調査書は目的が曖昧になり、「調査書に響く」といった形で抑止に使われる面がある。保護者は出席日数の影響を心配し、テスト未受検等で評価が難しい生徒もあり、調査書の運用が本末転倒になっているように見える。調査書の意味を問い直し、丁寧に伝える必要がある。現状に合わない項目は整理も検討すべきである。AO制度のような「行きたい」「学びたい」を伝えられる制度も検討に値する。不登校の生徒にも、学力の有無にかかわらず変われる機会となる制度としてほしい。

島委員：保護者の立場からは、調査書の内容や点数が見えにくく、ブラックボックスになっているのではないか。欠席日数は関係ないと言われても、欠席により点数が下がる可能性があるなら、情報が見えない中で学校選択を求められるのは厳しい。中学校入学時点など早い段階で具体的に示してほしい。

教育創生課長：調査書の教科別配点は入学者選抜要項で明示している。例えば、評定値において、実技の4教科は2倍、1年から3年の合計で195点を満点とする等である。個人の結果は、開示請求により事後的に確認可能である。

島委員：進路指導の段階で「調査書の状況により、合格者平均より何%程度上積みが必要」など、具体的に説明があると納得しやすい。抽象的な助言だけでは不安が残る。

武田委員：資料にある「本県の入学者選抜における調査書の活用」は公開されている内容か。

教育創生課長：選抜要項で公開されている内容である。

岡本委員：生徒や保護者が受検の時に知るのではなく、早い段階での周知は重要である。

教育創生課長：制度自体は大きく変えていないため、調べれば中学入学段階で把握は可能であるが、浸透が十分でない可能性はある。中学校の進路指導とも関係する内容である。

横田委員：人口減少が進む中、県外進学・就職により若者が県外に流出する懸念がある。県内に環境がないため県外へ出る者が多数いるのか。県外に出る者と、県外から入ってくる者のバランスはど

うか。併願により「行ける学校」から「行きたい学校」へ近づけ、挑戦の機会を確保しつつ、結果として県内にとどまれる雰囲気づくりも重要である。

教育創生課長：統計的に整理されたデータがあるわけではなく把握が難しいが、指導者や練習環境が十分でないこと等を背景に、中学段階から県外に出る者、高校進学段階で県外に出る者が一定数いるのは事実である。一方で、県外からもスポーツや地域みらい留学等で入学する者もいる。出入りは一定数あり、徳島との関わりが将来的な「関係人口」につながり得るため、その視点も踏まえる必要がある。

教育長：高校入試は、本人の意思をどの程度尊重できるかが重要である。多様な選択肢を、どのような形で提示できるかを検討する。引き続き、在り方検討会等も含め議論を進める。

《議案第53号 徳島県立学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正について》

教育長 説明を求める。
生涯学習課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第53号を原案通り決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第53号を原案通り決定する旨を告げる。

《報告事項4 令和9年度徳島県教員採用候補者選考審査の変更点について》

教育長 報告を求める。
教職員課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

島委員：模擬授業が英語以外になることはすぐ公表されるのか。
教職員課長：ここで承認されれば、HP等を通じて公表することになる。
岡本委員：模擬授業の科目を英語以外にするのは良いと思う。評価の観

点がぶれにくくなる。また、県外の採用審査で英語の模擬授業を課しているところは少なく、英語以外の教科の方が他県と併願しやすくなり、受審者の増加も期待できる。

武田委員：大学推薦の受審者に加点するのは、講師として県内に留まることがねらいか。

教職員課長：加点されることで1次審査が受かりやすくなり、その結果徳島県で講師として留まる者も増える可能性はあると思われる。

武田委員：大学推薦の制度自体は良いと思うが、推薦の基準は妥当といえるか。

教職員課長：教職員免許を取得できる全ての大学・大学院の各学部等で優秀と判断される学生を、各受審区分に1名まで推薦できるようになっており、判断の基準は各大学に委ねられる。

武田委員：推薦の状況はどうか。

教職員課長：今年度実施の教員採用審査においては67名が推薦で出願し、51名が1次審査を通過、19名がA採用となっている。

武田委員：最も大切なのは公平性であるので、その点には特に留意していただきたい。

教職員課長：県外では大学推薦の受審者を1次審査免除にしている場合が多いが、本県ではそこまではできないと判断し、10点の加点までにとどめている。

《議案第50号 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第50号を原案通り決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第50号を原案通り決定する旨を告げる。

《議案第 5 1 号 徳島県教育委員会の採用に係る職員の宿日直手当の額に関する規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第 5 1 号を原案通り決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 5 1 号を原案通り決定する旨を告げる。

《議案第 5 2 号 徳島県教育委員会の採用に係る技能労務職員の昇給期間の特例に関する規則を廃止する規則について》

教育長 説明を求める。
教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第 5 2 号を原案通り決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 5 2 号を原案通り決定する旨を告げる。

[非公開]

《協議事項 1 教職員人事異動に関する案件について》

《報告事項 2 教職員人事異動に関する案件について》

《協議事項 2 職員の処分について》

《報告事項 3 服務上の措置の実施状況について》

《議案第49号 公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について》

《報告事項5 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時50分